

# 節税レポート



平成 21年 3月号

発行日 2009.3.1

## 今月のテーマ 役員報酬 定期同額給与

1. 同じ金額の支出でも、経理処理の方法により損金になったり、ならなかったりで、税額に影響します。
2. 書類一枚提出しているかどうかで、認められる処理方法が異なり税額に差が出ます。
3. 種々の角度から検討することにより、節税が可能になります。

役員報酬、同じ1,000万円を支給しても、A社では全額損金に算入でき、B社ではその一部が損金に算入できない(税法上経費とならない)ことがあります。

法人税法上認められた方法によって、処理していないからです。税法に基づいて処理することが、節税につながります。

役員報酬(除く退職金)のうち損金算入ができるのは、次の三つです。

- 1 定期同額給与
- 2 事前確定届出給与
- 3 利益連動給与

定期同額給与については、少し前にお話しましたが、今回は、事例に基づいて少し掘り下げてみましょう。

事業年度は4月1日から翌年3月31日までとします。

### 例1 事業年度初めの月 4月から役員報酬を上げることができますか？

- 1 一般には5月に定時株主総会を開催し、そこで役員報酬の額を決めますので、6月の給与から上がります。  
そして昇給した額を翌年3月まで、同額支給すれば、問題なく損金となります。

- 2 しかし、どうしても 4月から昇給させたい場合、どうすればよいでしょうか？ 4月の初めに臨時株主総会を開き、そこで役員報酬の4月支給分からの昇給を決めるのです。
- 3 役員報酬の改定は「通常改定」(事業年度開始時から3か月以内の改定)によることになっています。4月は事業年度開始から3か月以内ですし、役員報酬は株主総会で決めることになっていますから、これにも該当します。株主総会は定時株主総会でなくともよいのです。  
早く昇給したい時には、臨時の株主総会を開きましょう。
- 4 4, 5月は従来どおり支給し、昇給分の差額を6月の給与に上乗せして支給したら、どうなりますか？

従来の役員報酬は80万円  
6月からこれを 100万円に昇給しました。

4月から昇給したことにして、その差額を6月の役員報酬支給時に支給しました。  
つまり 差額は  $20万円 \times 2月 = 40万円$  を6月の給与にのせます。従来はこれが認められていました。  
いまは認められませんので、40万円は損金不算入となります。会社としては、同額の役員報酬を支払ったのですが、税法上不利になりますね。

## 例2 10月から役員報酬を上げることができますか？

9月まで従来通り 役員報酬は80万円  
10月からこれを 100万円に昇給しました。

業績の見通しが立たないので、役員報酬を従来通りに据え置きましたが、市況が回復してきたので、10月から役員報酬を100万円に上げました。  
昇給後の金額を事業年度末まで変えなければ、全額損金算入できそうに思います。しかし この場合 「通常改定」時期を過ぎていきますので、定期同額給与にはなりません。

したがって  
 $(100 - 80) \times 6月 = 120万円$  が損金不算入となります。

例3 使用人が役員に昇格しました。そのため10月から昇給しました。この場合はどうなるの？

役員に欠員が生じたため、臨時株主総会で A氏を取締役に選任しました。

これにより A氏の給与を10月から100万円に上げました。  
(従来は80万円)

例2の 10月からの改定に似ておりますが、少し異なります。

例2の 場合は従来から役員であったものの昇給が10月からになったのです。

それで昇給差額が損金不算入となったのです。

例3 の場合は従来 従業員であった者が、役員になったことにより、昇給したのですから、損金算入出来ることとなります。